平成２７年（フ）第３３０７号
大阪市此花区春日出北１丁目21番８号　ベーターライフ　103
債務者　小倉　　実
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３０８号
大阪市住吉区東粉浜３丁目27番30―806号
債務者　長谷　文雄
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１３号
沖縄県浦添市字前田1129番地　グランヒル経塚シティ　205
債務者　島袋　栄也
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１４３号
札幌市北区北27条西８丁目４番15号　フォレスト278―202号
債務者　大場　健俊
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１５９号
札幌市白石区栄通19丁目11番38号　ハーベスト19Ｃ―101号
債務者　成田　亜妃（旧姓栗城）
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１７５号
札幌市白石区東札幌２条６丁目２番９―302号
債務者　見上　悟史
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１８０号
札幌市手稲区星置２条７丁目４番11号
債務者　那須　郁夫
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１９４号
札幌市中央区南５条西12丁目1299番地１　ヴィターレ407号
債務者　粟津　香織
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０号
岩手県二戸市福岡字八幡下75番地１　澤藤住宅２号
債務者　秋元富士雄
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第２１号
岩手県二戸郡一戸町女鹿字江六前115番地
債務者　猪股　真弓
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第１７９号
群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条698番地　グリーンヒルちぎりいちＡ棟　102号
債務者　田村　結花
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９０号
群馬県吾妻郡長野原町大字羽根尾532番地２　ヴィラＹＡＭＡＴＯ　Ａ２－２
債務者　川島　　重
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７６７号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―34―205
債務者　入澤小夜子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３８号
千葉県船橋市二宮１丁目32番７号　アークヒルズＥ―101号
債務者　森山　順一
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４５２号
千葉市花見川区花見川９番８棟210号
債務者　佐藤　博英
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４７７号
千葉県八千代市八千代台南１丁目29番９号　サウスフォレスト202
債務者　太楽ノラこと　タイラク　ノラ　ラモス
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係